

真正工業株式会社真親会会則

第一章 総 則

第1条 本会は真正工業株式会社 真親会 と称する。

第2条 本会は本会の事務局を大阪府東大阪市日下町5丁目5番26号（真正工業株式会社内）に置く。

第二章 目 的

第3条 本会は真正工業株式会社と会員相互の親睦、品質の向上、工事の促進・安全管理の遂行を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 安全大会
- (2) 安全パトロール
- (3) 会員相互の親睦ゴルフ・懇親会
- (4) 事業計画に沿った幹事会
- (5) その他本会の目的に沿った事業

第三章 会 員

第5条 会員の入会資格及び退会は次の通りとする。

本会の入会は発足時のみ自己申請制とし、新たな入会については、会員の推薦をうけ会社側の意見を徴した上、役員会の審査承認を得て決定するものとする。

また会社側から推薦のあった場合も同様とする。

会員の退会は、会の名誉を損なう行為があった時、会社と長年取引のない時、退会を申し出た時、役員会の議決により退会するものとする。

改) 3年以上総会・安全大会・安全パトロールへの参加実績がない場合、役員会の議決により強制退会とする。

第四章 役員

- 第6条 本会には次の役員を置き、その職務は次の通りとする。
- 会長 1名 会務を総括し、会を代表する定時総会において議長となる。
- 副会長 1名 会長を補佐し、事業の具体的推進にあたる。
- 幹事 若干名 会長を補佐し、事業の実施運営にあたる。書記も兼任とする。
- 監査役 1名 会計監査にあたる。
- 第7条 本会の役員を選任は事務局にて選定し、総会にて了承を得る。
- 第8条 本会の役員任期は2年間とし、再任は妨げない。総会において必要と認められる時は、任期中であっても総会の議決を経て改選することができる。この場合の任期は同役の残存期間とする。

第五章 会議

- 第9条 総会は全会員で構成する。本会の最高決定機関である会長が定時及び臨時に招集する。
- 第10条 定時総会は決算期の翌日から2カ月以内に招集し、臨時総会は必要と認められる時随時これを招集する。
- 第11条 議会の議長は会長がこれに当たり、会長が支障のある時は副会長がこれに当たる。
- 第12条 総会は会員総数の3分の2以上の出席(委任状出席含む)を持って成立し、総会の議事は出席会員の2分の1以上の賛成をもってこれを決する。
- 第13条 総会の議事については議事録を作成し、これに議事の要領及びその結果を記載する。
- 第14条 幹事会は役員全員を以って構成する。幹事会は総会及び各種行事の実施に当たって会長の召集により随時開催し、行事の円滑な実施運営をはかる。

第六章 会計並びに会費

- 第15条 本会の入会金は¥30,000とする。
- 第16条 本会の年会費は¥30,000とする。但し退会その他の理由により会員の資格を失った者には、既納会費及び入会金は返還しない。
- 第17条 事業運営上必要と認められた場合には、臨時会費を徴収することとする。
- 第18条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、決算は総会において報告するものとする。
- 第19条 本会の入会金及び年会費は 大阪中河内農業協同組合 孔舎衝支店に開設した真親会名義口座に振り込みとし、保管は事務局がおこなうものとする。
- 第20条 毎決算期の余剰金は次期へ繰越とする。

第七章 慶 弔

- 第21条 本会の慶弔は下記の通り定める。
- 慶弔金額
- | | |
|---------------------------|----------|
| イ) 結婚 | ¥10,000- |
| 会員及び真正工業(株)社員 | |
| ロ) 病気見舞い(入院1カ月以上 交通事故も含む) | |
| 代表者又は代表者に準じる者 | ¥10,000- |
| ハ) 死亡 | |
| 会員代表者又は代表者に準ずる者 | ¥30,000- |
| 代表者の配偶者 | ¥10,000- |
- (随時、役員会に計るものとする)

第八章 附 則

第22条 本会は次の簿棚を備える。

1. 会員名簿
2. 会議議事録
3. 収支決算報告書
4. 事業計画書
5. 事業報告書

第23条 本会則は総会に於いて3分の2以上の同意（委任状出席含む）を得なければ変更することが出来ない。

第24条 この会則は平成26年4月1日より施行する。
本改訂版は平成28年4月1日より施行する。